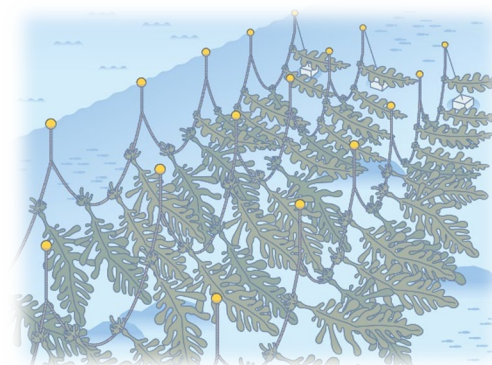
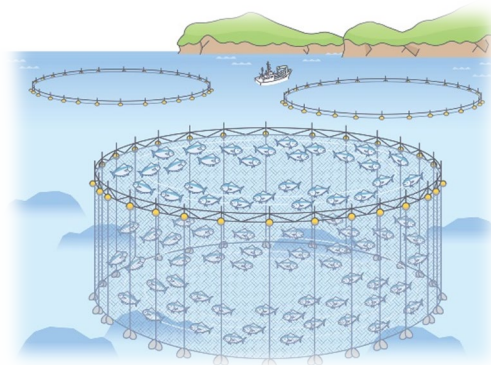
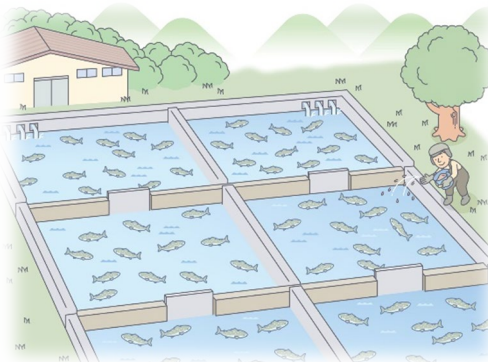
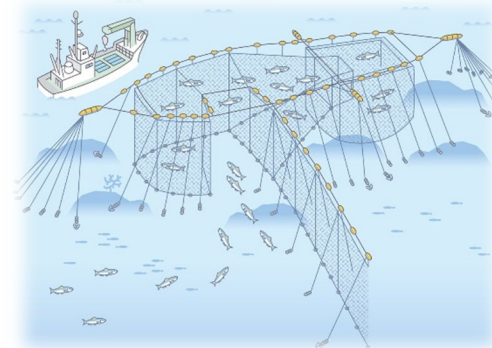
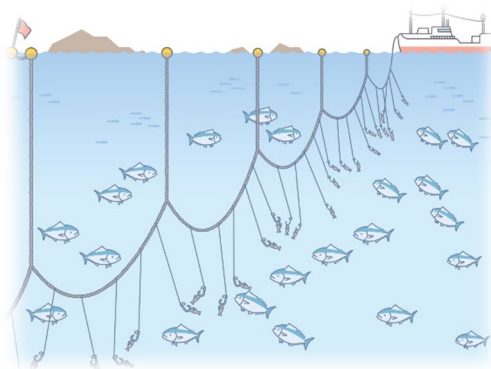
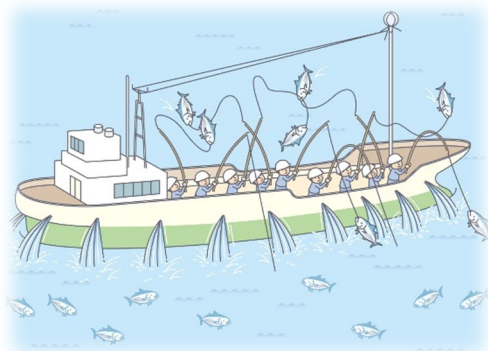


# 特定技能外国人の受入れ制度について (漁業分野)



水産庁

令和6年6月

- ・ 目次 .....P.1
- ・ はじめに .....P.2

## 漁業者向け ～特定技能制度の概要について～

- ・ 早わかり！特定技能制度とは その1 .....P.3
- ・ 早わかり！特定技能制度とは その2 .....P.4
- ・ 早わかり！特定技能制度とは その3 .....P.5

## 特定技能制度の概要

- ・ 制度概要 在留資格について .....P.6
- ・ 特定技能制度・漁業分野の概要 .....P.7

## 受け入れる外国人材について

- ・ 「特定技能1号」を受け入れるには .....P.8
- ・ 特定技能外国人を受け入れることができる条件 .....P.9

## 特定技能外国人の働き方について

- ・ 特定技能外国人の雇用可能期間 .....P.10
- ・ 特定技能外国人が従事できる作業 .....P.11

## 特定技能外国人受入れのプロセスについて

- ・ 特定技能外国人受入れまでのプロセス .....P.12
- ・ 特定技能外国人との雇用契約 .....P.13
- ・ 受入れ機関（漁業分野の事業者）が作成する支援計画 .....P.14
- ・ 「登録支援機関」とは .....P.15

## 特定技能外国人の受入れが決まったら...

- ・ 「漁業特定技能協議会」とは .....P.16
- ・ 1号構成員になるための手続き .....P.17
- ・ 1号構成員の資格要件（主なもの） .....P.18
- ・ 2号構成員の資格要件（主なもの） .....P.19
- ・ 2号構成員の役割 .....P.20
- ・ 協議会の2号構成員一覧 .....P.21
- ・ 遵守しなければいけない事項 その1 .....P.22
- ・ 遵守しなければいけない事項 その2 .....P.23
- ・ 受入れ後に必要な報告や届出 .....P.24

## 「特定技能2号」について

- ・ 「特定技能2号」と「特定技能1号」との違い .....P.25
- ・ 「特定技能2号」になるためには .....P.26

## 参考資料・お問い合わせ先

- ・ 技能実習制度との違い .....P.27
- ・ お問い合わせ先 .....P.28

本資料では、以下の略称を用います。特定技能制度の関係法令は下記の通りです。

- ◆ **入管庁**：法務省 出入国在留管理庁  
<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>
- ◆ **入管法**：出入国管理及び難民認定法  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326C00000000319>
- ◆ **基準省令**：特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=431M60000010005>
- ◆ **分野省令**：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=431M60000010006>
- ◆ **分野告示**：出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930003893.pdf>
- ◆ **上乘せ基準告示**：特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二号第七号の規定に基づき、漁業分野に特有の事情に鑑みて定める基準  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930003897.pdf>
- ◆ **運用方針**：漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/tokuteiginou-22.pdf>
- ◆ **運用要領**：「漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/tokuteiginou-16.pdf>
- ◆ **運用要領別冊**：特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領 – 漁業分野の基準について –  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/tokuteiginou-24.pdf>

早わかり!



どんな制度？

特定技能制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有した即戦力となる外国人材（特定技能外国人）を雇用できる制度です。（P.6）



特定技能外国人って何？

一定の専門性・技能を有していると認められ、在留資格「特定技能」を付与された外国人を指します。



在留資格「特定技能」には、1号と2号の2種類があります。



どんな漁業種類で使えるの？

全ての漁業・養殖業種類で利用可能です。制度を利用するには、漁業特定技能協議会へ加入する必要があります（P.7、16）。



誰が特定技能制度を利用できるの？

一定の基準を満たせば、外国人材を受け入れたことがない方でも利用することができます（P.9）。



特定技能1号で外国人材を受入れたいけど、受け入れる外国人材に条件はあるの？

特定技能1号では、技能実習2号修了者 又は 技能・日本語能力の水準を満たした方が該当します（P.8）。



特定技能1号の受入れには、特定技能外国人に対する各種支援が必要です（P.14）。



早わかり!



雇用期間や雇用形態、給料などの待遇は？

周年雇用でも、繁忙期・漁期など季節雇用でも可能です。在留期間は、特定技能1号で通算5年までとなっていますが、特定技能2号は上限はありません (P.10)。



特定技能外国人はフルタイムで業務に従事する必要があり、パート・アルバイトはできません (P.13)。



日本人が従事する場合と同等以上の報酬額を支払うことが求められるほか、待遇面で差別的な扱いは認められません (P.13)。



特定技能外国人はどんな業務に従事できるの？

特定技能の業務区分が「漁業」の場合は全ての漁業に、「養殖業」の場合は全ての養殖業に従事できます (P.11)。



加えて、自家生産物の加工や販売など日本人が通常従事するものであれば、関連業務に付随的に従事できます (P.11)。



受入れにはどんな手続が必要ですか？

受入れには、漁業特定技能協議会への申請（初回のみ）及び、地方出入国在留管理局への申請が必要です (P.12、17)。



受入れ後も各種届出の義務があります。届出をしなかったり、受入れ側の責めに帰す理由による失踪者を出せば、受入れ停止などの処分の対象となります (P.24)。



# 特定技能制度とは その3

早わかり!



特定技能2号って何？

特定技能2号は、管理者等として熟練した技能を有する外国人が対象になる在留資格です (P.25)。



令和5年6月9日の閣議決定により、漁業分野でも、在留資格「特定技能2号」での外国人材の受け入れが可能になりました (P.6)。



特定技能2号になるための外国人材の条件は？

受け入れる外国人材は、日本国内での漁業・養殖業の実務経験 (2年以上)に加え、2号漁業技能測定試験と日本語能力試験 (N3以上)に合格する必要があります (P.25)。



特定技能2号は、在留期間の制限がなくなったと聞きましたが本当ですか？

在留期間に上限はなく、要件を満たせば配偶者、子どもの帯同も認められます (P.25)。



特定技能2号で求められる漁業実務経験にはどのようなものが含まれるの？

例えば「漁業」では、漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮・監督する者 (船長、漁労長等) の補佐、もしくは、自らも作業を行いながら他の作業員を指導し工程を管理する者としての経験を2年以上有する者が該当します。

この実務経験には、特定技能1号での経験は含まれますが、技能実習での経験は含まれませんのでご注意ください (P.26)。



- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
 在留者数：194,667人（令和5年10月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
 在留者数：29人（令和5年10月末現在、速報値）

（特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、（12分野）自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業（介護分野以外は特定技能2号でも受入れ可））

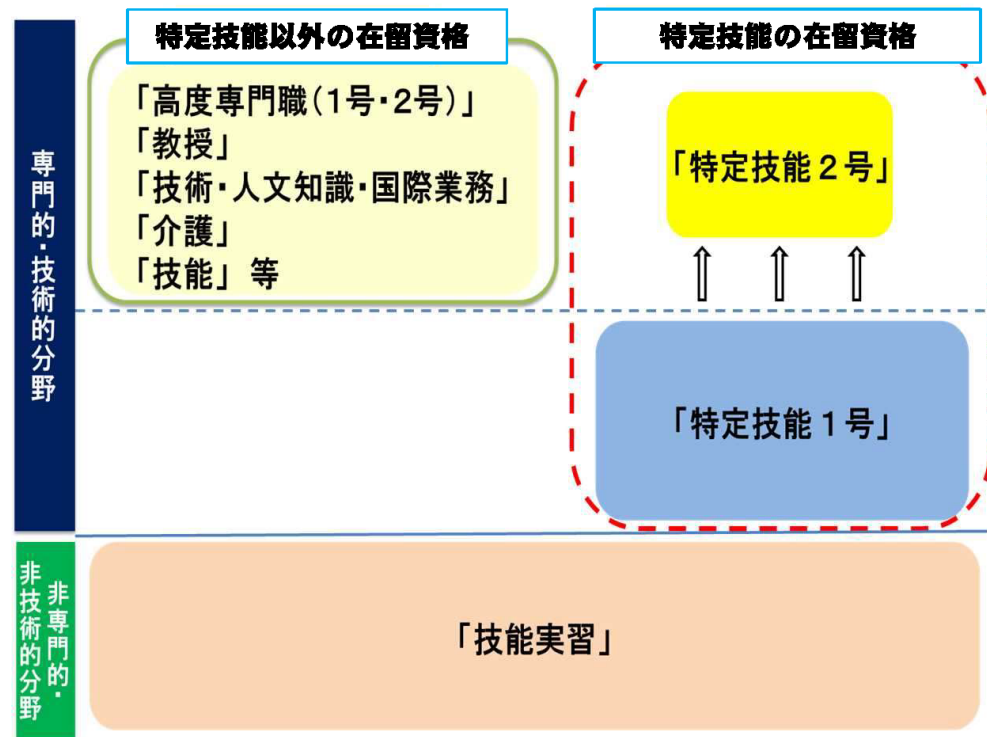
### 特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

### 特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

### 【就労が認められる在留資格の技能水準】



## (1) 受入れ見込み数（令和6年度から令和10年度末までの5年間の受入れ上限）

17,000人

## (2) 人材の基準

○**特定技能1号**：以下の①及び②の試験の合格者 又は 漁業分野の技能実習2号を良好に修了した者

①技能水準（試験区分）

「1号漁業技能測定試験（漁業）」又は「1号漁業技能測定試験（養殖業）」

②日本語能力試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

○**特定技能2号**：以下の③及び④の試験の合格者 かつ

日本国内での管理者等としての漁業実務経験を2年以上有する者

③技能水準（試験区分）

「2号漁業技能測定試験（漁業）」又は「2号漁業技能測定試験（養殖業）」

④日本語能力試験

「日本語能力試験（N3以上）」

## (3) 人材のイメージ

漁業又は養殖業の現場経験があり、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事することができる人材

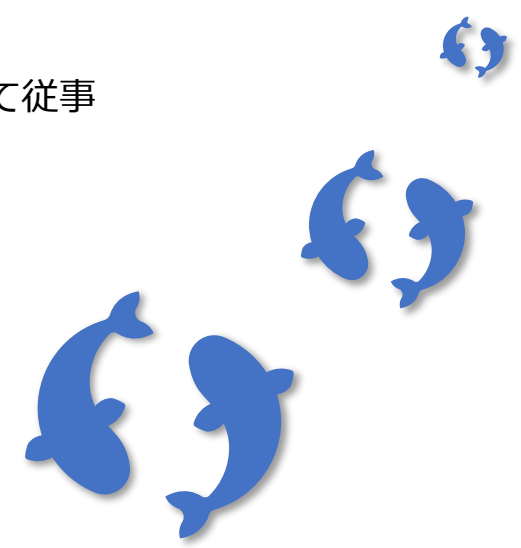
## (4) 外国人が従事する業務

特定技能1号：漁業及び養殖業全般

特定技能2号：漁業及び養殖業全般、操業又は養殖作業を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理

## (5) 受入れ機関等の条件

「漁業特定技能協議会」の構成員になり必要な協力を行うこと



➤ 「特定技能1号」で外国人材を受け入れる場合、受け入れる外国人材は下記の①又は②どちらかの条件を満たす必要があります。

## ① 次の試験に合格した者

✓ 1号漁業技能測定試験

☞ 「漁業」と「養殖業」の2つの試験区分があります。 ※試験実施予定は、水産庁HP等にて公表します。  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/tokuteiginou.html>

✓ 国際交流基金日本語基礎テスト (JFT-Basic)  
 又は日本語能力試験 (JLPT) N4以上

## ② 漁業分野の技能実習2号を良好に修了した者※ (上記①の試験が免除)

### 技能実習 漁船漁業職種 (9作業)

かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業

技能実習2号を  
良好に修了

**特定技能1号**  
業務区分「漁業」  
全ての漁業に従事可能。

この場合は、  
試験の合格が必要

### 技能実習 養殖業職種 (1作業)

ほたてがい・まがき養殖

技能実習2号を  
良好に修了

**特定技能1号**  
業務区分「養殖業」  
全ての養殖業に従事可能。

※技能実習を2年10か月以上修了し、技能実習評価試験 (専門級) の実技試験に合格した者などを指します。

## ➤ 特定技能外国人の受入れ機関は、以下の基準を満たす必要があります。


- ①労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ②1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により、外国人の行方不明者を発生させていないこと
- ④欠格事由（5年以内に出入国・労働関係法令違反がないこと等）に該当しないこと
- ⑤特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥特定技能外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧支援に要する費用を直接又は間接に特定技能外国人に負担させないこと
- ⑨労働者派遣の場合は、派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫報酬を預貯金口座へ振込等により支払うこと

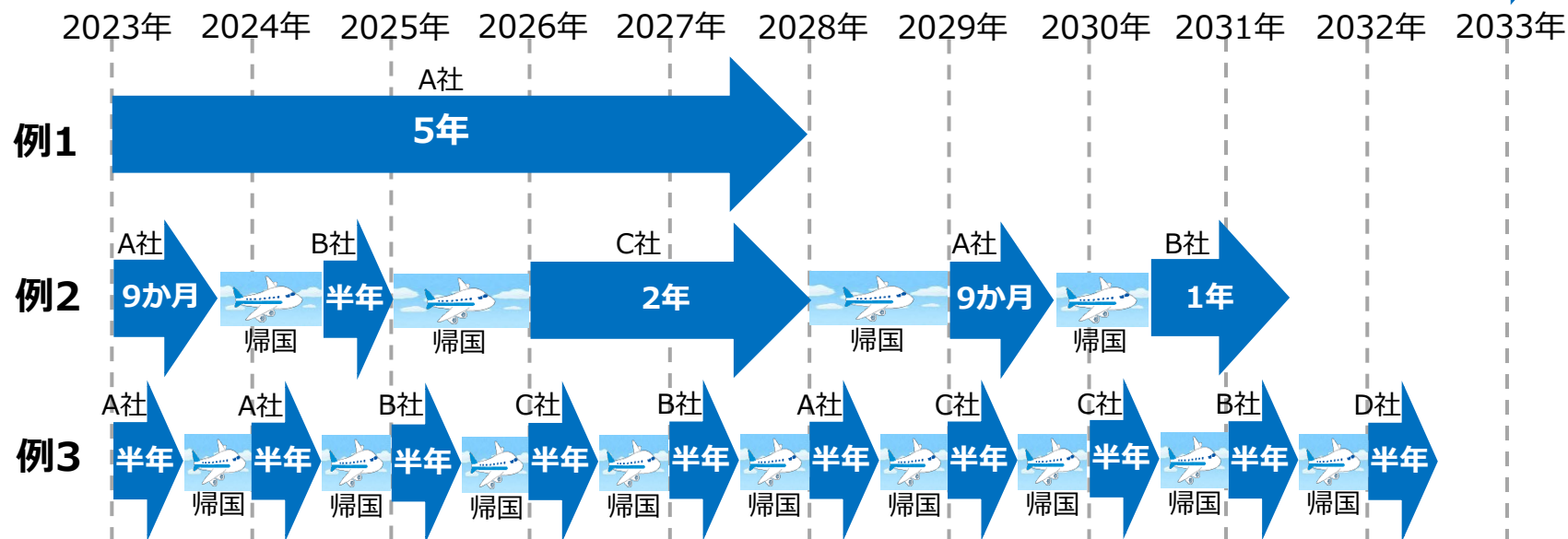


これまでに技能実習生等の外国人材の受入れ経験がなくても、特定技能制度を利用して特定技能外国人を雇うことができます。

- **1号特定技能外国人は、通算で5年まで働くことができます。**  
**5年間継続して雇用することも、繁忙期のみ通算5年間雇用することも可能です。**  
**なお、特定技能2号には、就業期間の上限はありません。**

## ＜通算5年の雇用パターンの一例＞

 : 雇用期間



※特定技能外国人は、雇用契約を結んだ受入れ機関での雇用期間終了後に、別の受入れ機関と雇用契約を結び働くこと（転職）も可能です（例2）。

（ただし、新たに在留資格変更許可を受けなければ、別の受入れ機関で就労することはできません。）

※特定技能1号では、1年、6月又は4月の在留期間が付与され、更新手続きが必要です。

※特定技能1号の雇用通算期間には、みなし再入国による出国期間も含まれます。

## 業務区分「漁業」の場合

漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保 など

## 業務区分「養殖業」の場合

養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保 など

**特定技能は、漁労作業や養殖作業の技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格なので、漁業又は養殖業以外の業務に従事させることはできません。**

ただし、漁業又は養殖業に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務については、特定技能外国人でも付随的に従事することが認められています。

## 業務区分「漁業」の場合の関連業務例

- ・ 漁具・漁労機械の点検・換装
- ・ 船体の補修・清掃
- ・ 魚倉、漁具保管庫、番屋の清掃
- ・ 漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積込
- ・ 出漁に係る炊事・賄い
- ・ 採捕した水産動植物の生簀における蓄養その他付随的な養殖
- ・ 自家生産物の運搬・陳列・販売
- ・ 自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売
- ・ 魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け
- ・ 体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助
- ・ 社内外における研修 など

## 業務区分「養殖業」の場合の関連業務例

- ・ 漁具・漁労機械の点検・換装
- ・ 船体の補修・清掃
- ・ 魚倉、漁具保管庫・番屋の清掃
- ・ 漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積込
- ・ 養殖用の機械・設備・器工具等の清掃・消毒・管理・保守
- ・ 鳥獣に対する駆除、追払、防護ネット・テグス張り等の養殖場における食害防止
- ・ 養殖水産動植物の餌となる水産動植物や養殖用稚魚の採捕その他付随的な漁業
- ・ 自家生産物の運搬・陳列・販売
- ・ 自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売
- ・ 魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け
- ・ 体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助
- ・ 社内外における研修 など

# 特定技能外国人受入れまでのプロセス

➤ 1号特定技能外国人を受け入れるプロセスには、大きく分けて、以下の3つのステップがあります。

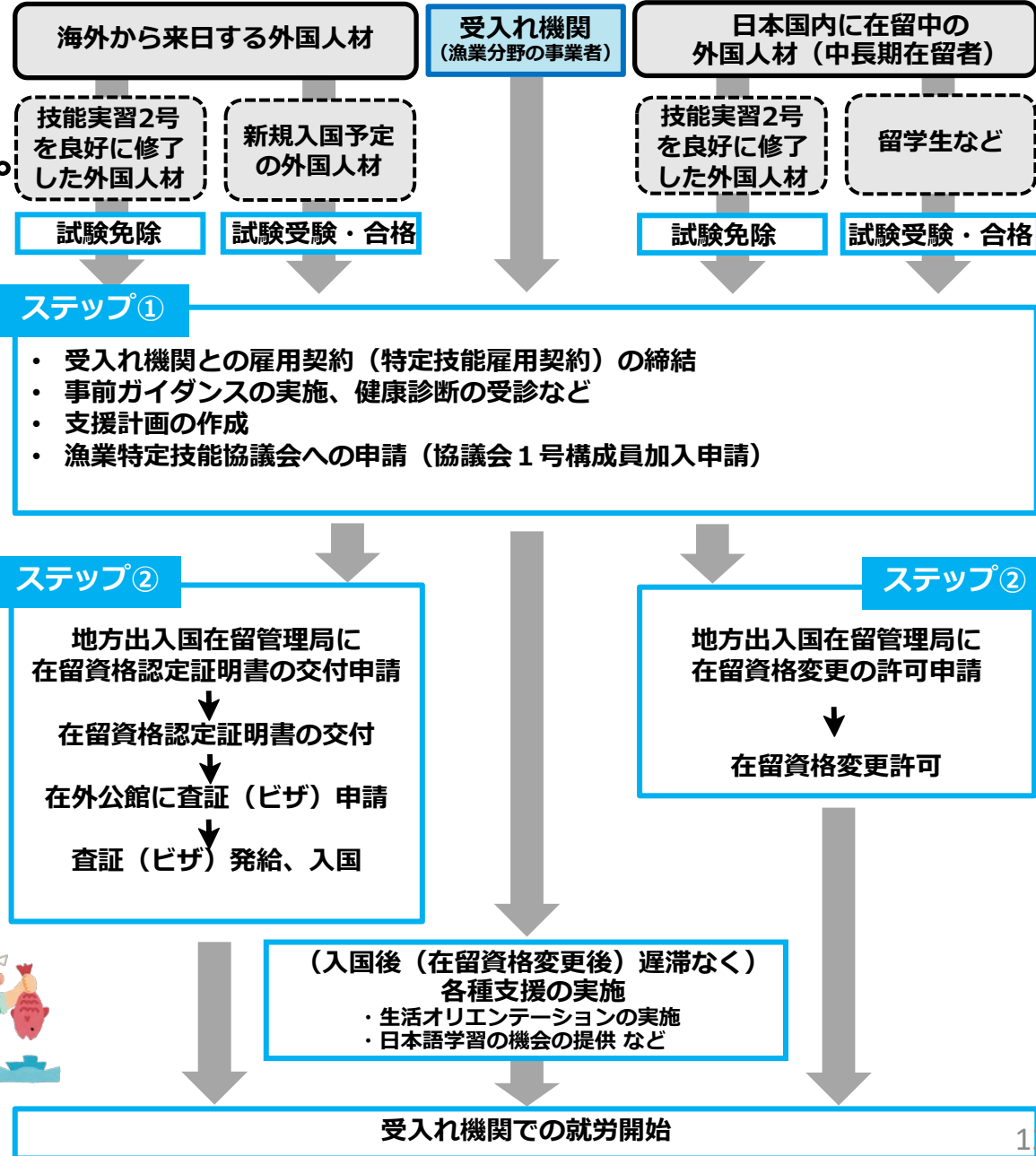
✓ **ステップ①**

- 雇用契約の締結 (13ページ参照)
- 支援計画の作成 (14ページ参照)
- 漁業特定技能協議会への申請  
※既に協議会に加入している場合は申請不要 (17ページ参照)

✓ **ステップ②**

地方出入国在留管理局への申請

➤ 2号特定技能外国人を受け入れる場合には、事前ガイダンスの実施や支援計画の作成など、一部の手続きが不要となります。



## ➤ 特定技能外国人との雇用契約では、以下の基準を満たす必要があります。

- ① 特定技能外国人を技能を要する作業（11ページ参照）に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること<sup>†</sup>
- ④ 外国人であることを理由として報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合、派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 特定技能外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑にされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が特定技能外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること

※ 特定技能外国人はフルタイムで業務に従事することが求められますので、複数の企業が同一の特定技能外国人を受け入れることはできません。

### <sup>†</sup> 受入れ機関に特定技能外国人と同じ業務に従事する日本人がいない場合における報酬額の設定について

- ① 受入れ機関に賃金規定がある場合には、賃金規定に基づいて設定する。
- ② 賃金規定がない場合であって、同等の業務に従事する日本人労働者はいないものの、特定技能外国人が従事する業務と近い業務等を担う業務に従事する日本人労働者がいるときは、当該日本人労働者の役職や責任の程度を踏まえた上で、特定技能外国人との報酬差が合理的に説明可能か、年齢及び経験年数を比較しても報酬額が妥当かなどを検討して設定する。



➤ 受入れ機関（漁業分野の事業者）が1号特定技能外国人を雇用する場合、下記10項目を含めた「支援計画」を事前に作成し、この計画に基づいて支援を行う必要があります。

## ①事前ガイダンス

労働条件・業務内容・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



## ②出入国する際の送迎

- 空港から事務所・住居への送迎（入国時）
- 空港の保安検査場までの送迎・同行（帰国時）



## ③住居確保・生活に必要な契約支援

- 連帯保証人になる、社宅の提供等
- 銀行口座の開設、携帯電話やライフラインの契約等の補助



## ④生活オリエンテーション

生活のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



## ⑤公的手続等への同行

住居地の市役所等への社会保障・税関連の手續の同行、書類作成の補助



## ⑥日本語学習の機会の提供

日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



## ⑦相談・苦情への対応

職場や生活上の相談・苦情について、母国語での対応や必要な助言・指導等



## ⑧日本人との交流促進

地域住民の交流の場や行事の案内、参加の補助等



## ⑨転職支援

（※受入れ側の都合の場合）

転職先探しの補助や推薦状の作成、必要な行政手続き情報の提供、求職活動時の有給休暇の付与



## ⑩定期面談、行政機関への通報

支援責任者等による3か月に1回以上の面談、問題把握時の各種行政機関への通報



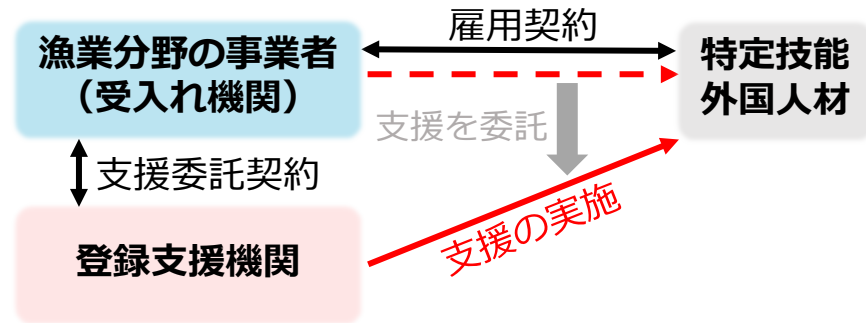
特定技能外国人への支援は、受入れ機関（漁業分野の事業者）自身で行うほか、「登録支援機関」に委託することもできます。

# 「登録支援機関」とは

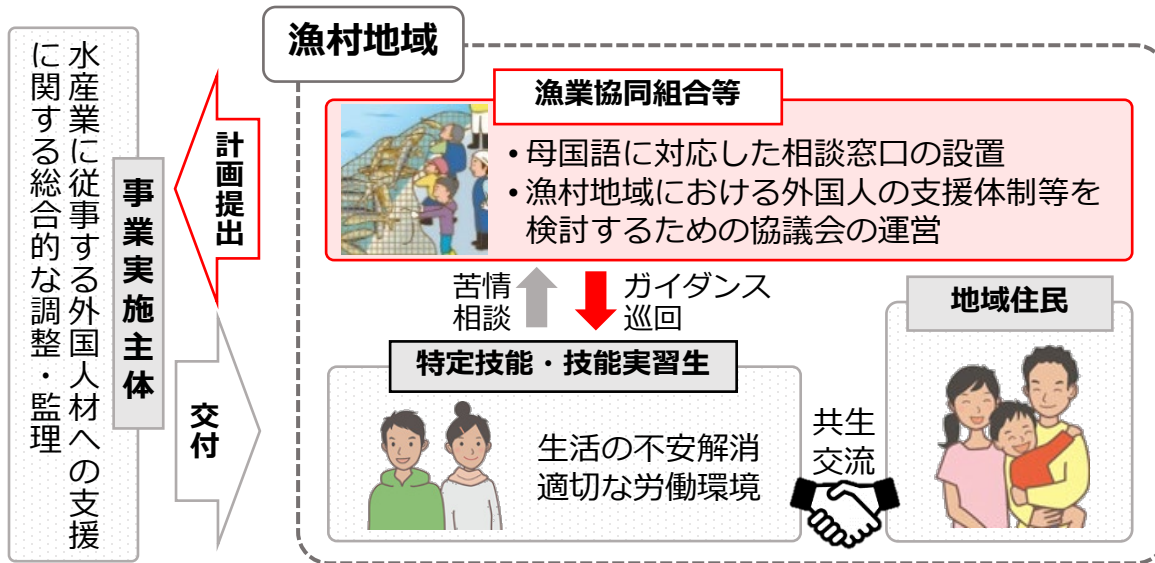
➤ 受入れ機関（漁業分野の事業者）との支援委託契約により、受入れ機関が策定した支援計画に基づいて、外国人材への支援を行う者のことです。

✓ 受入れ機関の所在する地域の漁業協同組合や漁業協同組合連合会が、登録支援機関になっていただくことが望ましいですが、上記以外の登録支援機関を活用することも可能です。

!! 登録支援機関に支援を委託するにあたっては、適切に登録支援業務を行い得る者であるかどうかの見極めが重要です。



💡 漁業協同組合等が登録支援機関となる場合は、当該機関が行う相談窓口の設置、生活ガイダンスの開催、巡回指導等の支援事業に対して、一定の助成が受けられます。



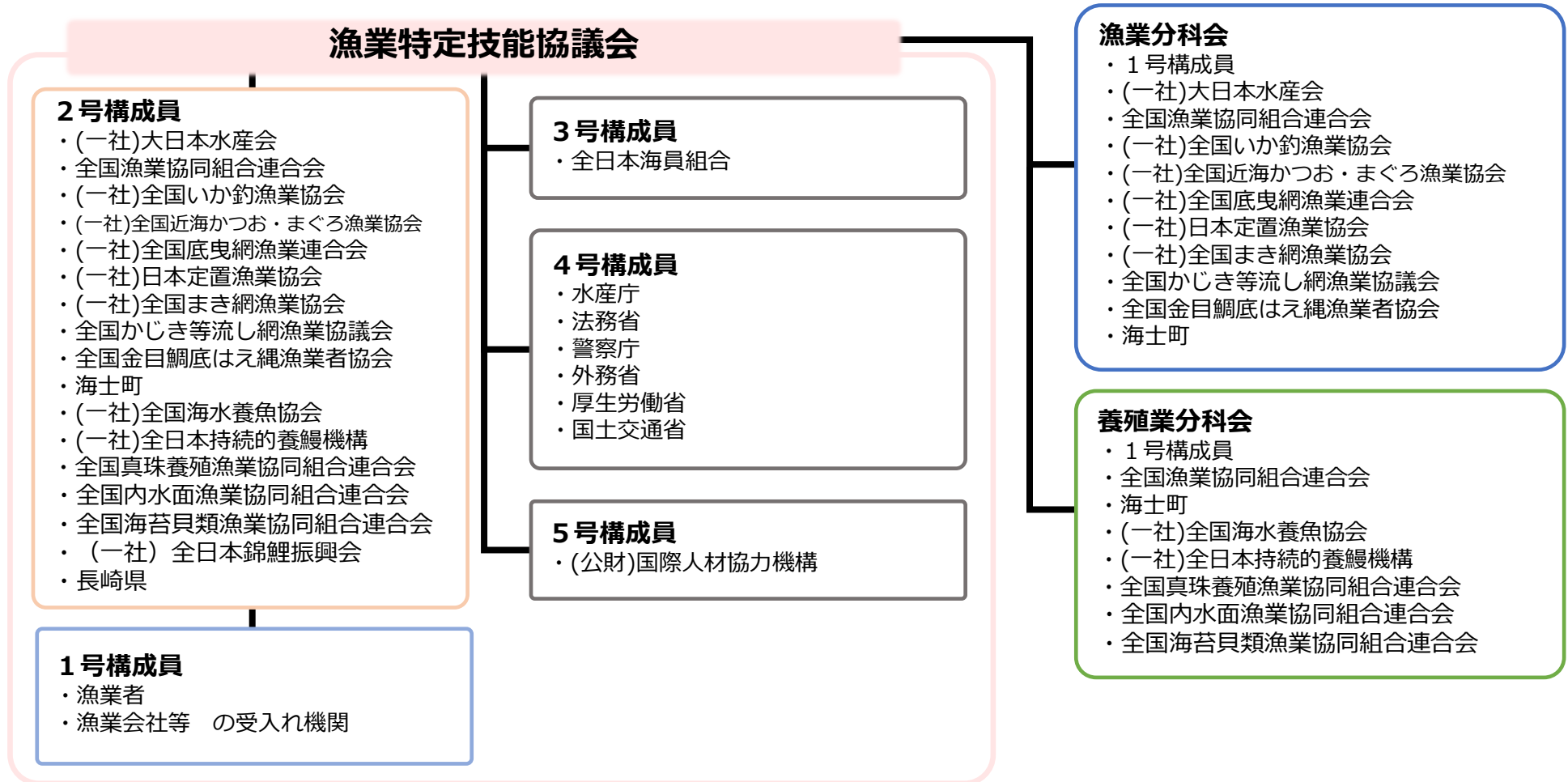
**漁業分野に対応した登録支援機関はどれくらいありますか？**

登録支援機関は、固有の分野に特化したものとして登録がなされているわけではありません。法務省HPにおいて、登録支援機関の一覧が掲載されており、例えば、所在地や対応可能言語などで、登録支援機関を検索することができます。

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07\\_00205.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00205.html)

# 「漁業特定技能協議会」とは

- 漁業分野における特定技能制度の適切な運用を図るために、水産庁が設けた協議会で、受入れ機関（漁業分野の事業者）、業界団体、制度所管省庁等から構成されます。
- 特定技能外国人を受け入れるためには、協議会の1号構成員になる必要があります。**



# 1号構成員になるための手続き

➤ 特定技能外国人を受け入れるためには、入管庁への在留資格認定証明書交付申請の前に、漁業特定技能協議会1号構成員資格証明書を取得している必要があります。

## 申請書類



1、協議会加入申請書類の作成  
及び所属する2号構成員  
への申請

・ 加入申請書（様式第1-1号及び様式第1-2号）

水産庁HP：

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/doc/tokuteikyogikai-1.docx>

・ 特定技能雇用契約書

入管庁HP：

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001338975.docx>

・ 雇用条件書

入管庁HP：

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001338976.docx>

・ 就業規則（養殖業の場合）

厚労省HP：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html)

・ 配乗状況表（漁業の場合）

水産庁HP：

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/xls/gyogyoubunkakai-1.xls>

ご不明点があれば、  
2号構成員又は各省庁へ  
ご連絡ください。

※（参考）協議会1号構成員加入申請Q&A  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/tokuteikyogikai-17.pdf>



2、2号構成員にて申請書類の確認



1号構成員として承認  
1号構成員資格証明書※の受領

※在留資格認定証明書交付申請の必要書類  
となります。



3、漁業特定技能協議会事務局で書類の  
確認・審査及び  
1号構成員資格証明書の発行

➤ **1号構成員は、以下の要件を満たす必要があります。適合しない場合、1号構成員の資格が取り消される場合がありますので、注意が必要です。**

- 1 特定技能雇用契約を結んでおり、2号構成員に所属するか、指導助言を受けることとしていること。
- 2 特定技能の在留資格に係る制度その他外国人の受入れを正しく理解していること。
- 3 協議会において協議が整った事項（協議会決定事項、分科会決定事項、各種申し合わせ）に関する措置を講じていること。
- 4 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、調査その他指導に対し必要な協力を行うこと。
- 5 国内人材の確保に資する取組を行っていること。
- 6 生産性の向上に資する取組に努めていること。
- 7 協議会及び2号構成員が連絡を取ることができること。



## 2号構成員の資格要件（主なもの）

- 2号構成員とは、1号構成員を直接又は間接的に構成員とする、又は1号構成員を指導・助言する立場にある団体、公的機関のことを指します。
- 2号構成員は、以下の要件を満たす必要があります。適合しない場合、傘下の1号構成員の資格が取り消される場合がありますので、注意が必要です。
  - 1 1号構成員を直接又は間接に構成員とする、又は指導、助言する立場にある団体であること。
  - 2 特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の適切な保護が図られるよう、1号構成員に対する必要な指導及び助言を行うための体制を確保していること。
  - 3 特定技能の在留資格に係る制度その他外国人の受入れを正しく理解していること。
  - 4 協議会において協議が整った事項（協議会決定事項、分科会決定事項、各種申し合わせ）に関する措置を講じていること。
  - 5 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、調査その他指導に対し必要な協力を行うこと。



## ➤ 2号構成員の主な役割は以下の通りです。

### ✓ (1号構成員の指導・助言)

2号構成員は、1号構成員を直接又は間接的に構成員とし、1号構成員を指導・助言しなければならない。

 漁業特定技能協議会運営要領第3条第2項の二

### ✓ (会議の出席)

2号構成員は、1号構成員を代表し、会議に出席しなければならない。

 漁業特定技能協議会運営要領第6条第3項

### ✓ (漁業特定技能協議会1号構成員加入申請の事務手続)

2号構成員は、特定技能外国人材の受入れ機関より提出された書類が適当であることを確認し、書類を共同事務局に提出しなければならない。

また、提出のあった書類のうち“加入申請書”、“漁船の配乗状況表”（漁業の場合）又は、“就業規則”（養殖業の場合）を保管し、共同事務局等からの要請があれば速やかに提出しなければならない。

 漁業特定技能協議会1号構成員資格証明書交付手続規則第1条



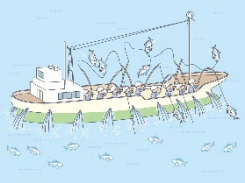
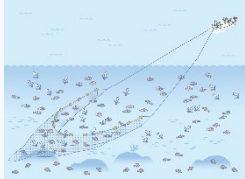
## 営む漁業・養殖業の種類

### 海面漁業

#### 漁船漁業

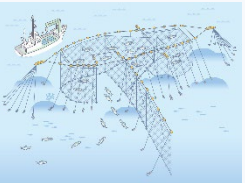
(所管する業種別中央団体がある漁業)

- ・いか釣
- ・かつお一本釣
- ・まぐろはえ縄
- ・沖合底びき網
- ・小型底びき網
- ・定置網
- ・大中型まき網
- ・大目流し網
- ・さんま棒受網
- ・金目鯛はえ縄



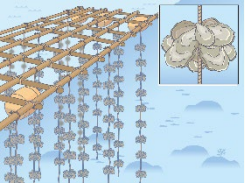
(所管する業種別中央団体がない漁業)

- ・船びき網
- ・ごち網
- ・刺網
- ・ひき縄釣
- ・かご 等



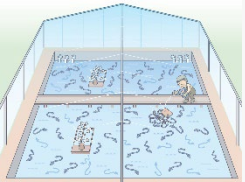
#### 養殖業

- ・ほたてがい養殖
- ・かき類養殖
- ・魚類養殖
- ・のり類養殖
- ・真珠養殖



### 内水面漁業

- ・内水面漁業
- ・うなぎ養殖
- ・錦鯉養殖



## 漁業特定技能協議会 2号構成員

一般社団法人大日本水産会 (協議会共同事務局)

### 業種別中央団体

- 一般社団法人全国いか釣漁業協会  
(TEL:03-3585-4736)
- 一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会  
(TEL:03-3526-6776)
- 一般社団法人全国底曳網漁業連合会  
(TEL:03-3508-0361)
- 一般社団法人日本定置漁業協会  
(TEL:03-6281-5921)
- 一般社団法人全国まき網漁業協会  
(TEL:03-6277-6931)
- 全国かじき等流し網漁業協議会  
(TEL:0957-74-3117)
- 全国さんま棒受網漁業協同組合  
(TEL:03-3583-4008)
- 全国金目鯛底はえ縄漁業者協会  
(TEL:0558-22-3585)

全国漁業協同組合連合会 (最寄りの漁連又は漁協)

海士町 (海士町漁協の漁業者に限る)  
(TEL:08514-2-1826)

### 業種別中央団体

- 一般社団法人全国海水養魚協会 (所属の府県海水養魚団体)
- 全国海苔貝類漁業協同組合連合会  
(TEL:047-379-7846)
- 全国真珠養殖漁業協同組合連合会  
(TEL:0596-28-4147)
- 全国内水面漁業協同組合連合会  
(TEL:03-6260-9595)
- 一般社団法人全日本持続的養鰻機構  
(TEL:03-6441-3077)
- 一般社団法人全日本錦鯉振興会  
(TEL:0258-83-3345)

協議会決定事項（申し合わせ含む）は、各構成員が遵守しなければならない取り決めです。守らなければ協議会から除名される可能性があります。



漁業特定技能協議会運営要領 第10条、漁業特定技能資格取扱要領第4条※詳細は次ページ

## ➤ 業務区分「漁業」での決定事項（漁業分科会決定事項）

### ✓ 特定技能外国人材の安全性の確保（漁業特定技能協議会・漁業分科会決定第2号）

➡ 漁船事故を防止するため、受入れ機関（漁業事業者）を含む漁業分科会構成員は、特定技能外国人材に対し、安全に関する指導及び教育を行うこと。

### ✓ 特定技能所属機関による外国人材の配乗人数

➡ 漁船一隻あたり、技能実習生と1号特定技能外国人の合計人数が、それ以外の乗組員の人数の範囲内を目安とすること（日本人乗組員の人数 $\geq$ 技能実習生+1号特定技能外国人の人数）。

### ✓ 特定技能外国人材等の配乗人数の報告

➡ 受入れ機関（漁業事業者）は、所属する業界団体に対し、自らが運航する漁船の配乗状況を定期的に報告すること。

### ✓ 特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止

➡ 外国人材本人の意向や技能実習2号受入れ経営体による継続雇用の意向を尊重し、他地域及び他の漁業種類で雇用されている外国人材の積極的な引き抜き雇用を自粛すること。



漁業特定技能協議会・漁業分科会 決定事項 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/gyogyoubunkakai.html>

## ➤ 業務区分「養殖業」での決定事項（養殖業分科会決定事項）

### ✓ 就業規則の整備の促進

- 受入れ機関（養殖業事業者）は、実情に応じた就業規則を作成し、日本人と同等の賃金水準及び労働時間等の適正な就業規則を適用すること。

### ✓ 特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題及びその他の不正行為に対する横断的な予防措置

- 受入れ機関（養殖業事業者）は、雇用する特定技能外国人材に事件・事故、行方不明、離職等が発生した場合に所属の2号構成員を通じて報告するとともに、経過や再発防止策等を報告すること。

### ✓ 特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止

- 外国人材本人の意向や技能実習2号受入れ経営体による継続雇用の意向を尊重し、他地域及び他の漁業種類で雇用されている外国人材の積極的な引き抜き雇用を自粛すること。

※協議会除名関連規定（前ページ参照）

#### 漁業特定技能協議会運営要領

##### 第10条（除名）

協議会は次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、協議会の決議により当該構成員を除名することができる。

- 一 構成員となった者が停止又は取消しによりその資格を失ったとき。
- 二 前号のほか、除名すべき正当な理由があるとき。

#### 漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領

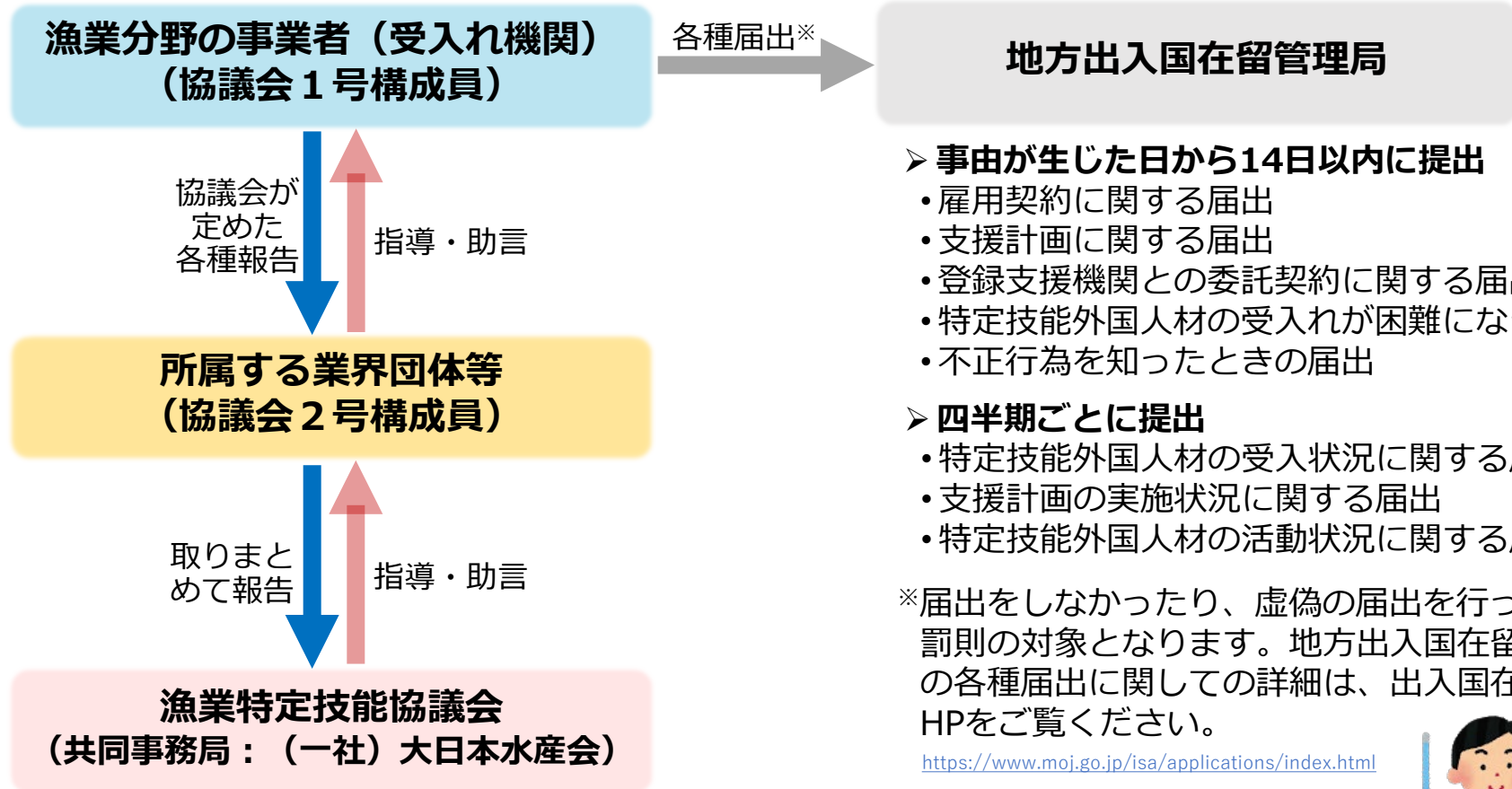
##### 第4条（資格の停止又は取消し）

前2条に定めるほか、運営要領第2号第3号に規定する構成員資格の確認について、次のとおり行うものとする。

- 一 (略)
- 二 構成員が次に該当すると認められるときは、協議会の決議により、資格の停止、取り消しその他必要な処分を行う。
  - イ 第1条に規定する基準に適合しないとき
  - ロ 不正の手段
  - ハ 出入国、労働又は技能実習に関する法令に関し不正又は不当な行為をしたとき
  - ニ 協議会の運営を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
  - ホ 漁業における外国人受入れへの信用又は品位をい貶める行為をしたとき
  - ヘ その他協議会の構成員として不適格であるとき
- 三 (略)



- 受入れ機関（漁業分野の事業者）は、特定技能外国人材を受け入れた後にも、適宜、漁業特定技能協議会や地方出入国在留管理局に申請・報告等を行う必要があります。



- 事由が生じた日から14日以内に提出
  - 雇用契約に関する届出
  - 支援計画に関する届出
  - 登録支援機関との委託契約に関する届出
  - 特定技能外国人材の受入れが困難になった際の届出
  - 不正行為を知ったときの届出
- 四半期ごとに提出
  - 特定技能外国人材の受入状況に関する届出
  - 支援計画の実施状況に関する届出
  - 特定技能外国人材の活動状況に関する届出

※届出をしなかったり、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象となります。地方出入国在留管理局への各種届出に関する詳細は、出入国在留管理庁HPをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/index.html>



<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/tokuteikyogikai.html>  
 漁業特定技能協議会 決定事項  
 漁業特定技能協議会・漁業分科会 決定事項  
 漁業特定技能協議会・養殖業分科会 決定事項

「特定技能 2号」と「特定技能 1号」では、以下の点が違います。

## ➤ 従事できる作業の種類

- ✓ 特定技能 2号では、特定技能 1号で従事可能な作業に加え、“操業・養殖を指揮する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理”が追加されます。（11ページ参照）

## ➤ 受け入れる外国人材の条件

**特定技能 2号は、以下の全ての条件を満たす必要があります。**

- ✓ 「2号漁業技能測定試験（漁業）」又は、「2号漁業技能測定試験（養殖業）」の合格者
- ✓ 「日本語能力試験（JLPT）」の合格者（N3以上）
- ✓ 日本漁船又は日本国内の養殖業の現場において、管理者等としての実務経験を2年以上有する者

## ➤ 雇用期間

**特定技能 2号の雇用期間に制限はありません。**

- ※特定技能 2号では、3年、1年又は6月の在留期間が付与され、その都度、更新手続きが必要となりますが、更新回数の制限はありません。

## ➤ 家族の帯同

特定技能 2号は、在留資格の要件を満たせば、配偶者及び子の帯同が可能です。

## ➤ 支援の有無

特定技能 2号は、登録支援機関の支援は不要です。支援計画や支援委託契約書の作成は不要になります。



# 「特定技能 2号」になるためには

➤ 「特定技能 2号」で外国人材を受け入れる場合、受け入れる外国人材は下記の条件を全て満たす必要があります。

✓ 2号漁業技能測定試験の合格

☞ 「漁業」と「養殖業」の2つの試験区分があります。※試験実施予定は、水産庁HP等にて公表します。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/tokuteiginou.html>

✓ 日本語能力試験（JLPT）N3以上の合格

✓ 漁業 又は 養殖業の実務経験

## 「漁業」の場合

漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有すること。

## 「養殖業」の場合

漁業法及び内水面の振興に関する法律に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有すること。

※実務経験には、特定技能1号での経験は含まれますが、技能等の習得が目的とされる技能実習での経験は含まれません。

 運用要領 第1

➤ 上記の条件を満たした上で、P.12のステップ①～②の順に手続きを行ってください。

✓ 特定技能2号では、ステップ①の“事前ガイダンス”及び“支援計画の作成”は不要となります。

	技能実習（団体監理型）	特定技能
制度の趣旨	国際貢献のため、開発途上国等の外国人材を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度	一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格の創設
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、技能実習3号：2年以内（合計最長5年）	1号：通算5年まで 2号：上限なし
外国人材の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認※ ※技能実習2号を良好に修了した者に対する試験等の免除規定あり
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	法令上の規定はない
監理団体	あり（非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	1号：あり（登録支援機関たる個人又は団体等が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人材に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制） 2号：なし
外国人材と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	あり	なし※ ※漁船漁業職種については、配乗人数の制限あり（P.23）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号）（非専門的・技術的分野）	1号：相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動（専門的・技術的分野） 2号：熟練した技能を要する業務に従事する活動
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	業務区分内において転職可能（業務区分間は不可）

## ➤ 制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について

官署名	住所	連絡先
出入国在留管理庁総務課広報係	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111 (2737)
札幌出入国在留管理局総務課	北海道札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-261-7502
仙台出入国在留管理局総務課	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎	022-256-6076
東京出入国在留管理局就労審査第三部門	東京都港区港南5-5-30	0570-034259 (330)
東京出入国在留管理局横浜支局総務課	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	045-769-1720
名古屋出入国在留管理局総務課 受入れ・共生関係：審査管理部門 在留資格「特定技能」関係： 就労審査第二部門	愛知県名古屋市港区正保町5-18	審査管理部門： 052-559-2112 就労審査第二部門： 052-559-2110
大阪出入国在留管理局総務課	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	06-4703-2100
大阪出入国在留管理局神戸支局総務課	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎	078-391-6377 (代)
広島出入国在留管理局就労・永住審査部門	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎	082-221-4412 (代)
高松出入国在留管理局総務課	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5852
福岡出入国在留管理局総務課	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第一法務総合庁舎	092-717-5420
福岡出入国在留管理局那覇支局審査部門	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-832-4186

## ➤ 漁業分野のことについて

官署名	住所	連絡先
水産庁漁政部企画課	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-6744-2340
水産庁増殖推進部裁培養殖課	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3501-3848